



2015年 2月 26日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22  
永井ビル3階  
電話・FAX 0467-85-6660



## 住み慣れたまち「ちがさき」で生き生きと暮らしていくために

### 茅ヶ崎市社会福祉協議会あんしんセンターの取り組み

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 生活支援班 班長 横山 康洋

茅ヶ崎市社会福祉協議会(市社協)は、茅ヶ崎市の地域福祉の向上を図るため、「一人ひとりが生き生きと暮らせる福祉のまちづくりをめざして」を基本理念として、市民の皆様とともに様々な活動を進めています。多様な福祉ニーズに応えるため、各種の福祉相談事業を展開するほか、高齢者や障害者、親子が気軽に集える「ミニデイ・サロン活動」を地域住民と協力して進めたり、ボランティア活動や地区活動の支援、各種講座の開催などに取り組んでいます。

平成12年の介護保険等、福祉サービスが契約による利用制度に転換することに合わせて、市社協では平成11年11月よりあんしんセンターを開設し、成年後見制度の一步手前のサービスとして、判断能力が不十分な方々を対象に福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援を行ってきました。この間支援に当たってきて感じることは、近隣の方の気づきの重要性です。特にあんしんセンターのようなサービスは、本人が相談をすることも難しいことから、近隣の方やケアマネジャーなどの福祉関係者からの声から利用につながっています。

また、市社協ではこの1月から、判断能力が不十分な方をさらに踏み込んで支えていくために法人後見事業を開始します。まずは、現在のあんしんセンターの利用者で成年後見制度が必要な方の支援を進め、経験を積みながら広げていく予定です。併せて、これまであんしんセンターで行ってきた弁護士による法律相談を成年後見に特化した相談に変更しますのでよろしくお願ひします。

法人後見事業を進めるにあたって市社協の特性を生かし、地域の皆様とのつながりを作り、緩やかな見守りの中で支援をできればと考えています。住民及び関係の皆様ご協力よろしくお願ひします。

## \* 最近の相談事例から \*

成年後見支援センターのご相談から一部ご紹介します。

Aは相談者で認知症の父親の長女です。Bはセンターの相談支援員です。なお、内容は若干加工しています。

A：昨年は父の後見の相談で大変お世話になりました。

B：お父さまの後見開始の申立の審判が出たとお知らせ

いただきましたが、その後の手続きの進み具合はどうか。

A：ハイ！だれからも異議の申し立てがなく2週間が経過して審判が確定しました。ついでがあったので、横浜地方法務局に行き登記事項証明書を取寄せて、銀行等で私が成年後見人（以下「後見人」といいます）になったという届出をしています。

B：それにしても、Aさんのお父さんは預貯金（流動資産）が多いので、後見人に第三者の専門職（弁護士、司法書士）が選任されるのではないかと心配されていましたが、よかったですね。

A：よかったです。父は長女の私と同居で、母も一緒に暮らしているので、私が後見人になるのが最もふさわしいと思いますし、知らない方が我が家に入られるのはちょっと遠慮したいです。それに父は長年自営業で年金も少なく、預金を取り崩して生活をしていますし、専門職の後見人が選任されても後見報酬を毎年支払うのは無理なので、決まるまで心配でした。

B：心配でしたね。家庭裁判所では「第三者（専門職）後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の選任が主流」と説明しているようで、申立の際に、第三者（専門職）後見人を打診されたと聞いたことがあります。家庭裁判所も親族後見人の財産の不正流用防止に努めているようなので・・・

A：センターから聞いた上申書の提出が役立ったと思います。長女の私が後見人なることの必要性を書いた上申書を、後見開始の申立書に付けて提出しました。家庭裁判所ではそれを読んで事情を理解され、私を後見人に選んでくれたと思います。安心しました。母も喜んでいます。

B：そうですね。家庭裁判所では多くの後見関係の事件を取扱っていますので、口頭で申出するより書面にして提出することが確実で効果的だと思いますよ。とにかくお嬢さんが後見人になって良かったですね。親族が後見人になると家庭裁判所から勉強会の通知は来ますが、届いていますか？

A：ハイ、届いています。都合をつけて参加します。初回報告のため財産の再調査をしたら、父は結構株式を持っていました。いま高く売れそうなので株式の売却も考えています。

B：そうですね。家庭裁判所は、株式も売却が容易なものは、流動資産と同様に考えているということを知っています。家庭裁判所にあらかじめ確認しておくことをお勧めします。



## \*成年後見支援センター主催の講演会報告\*

「親族後見人ってどんなことをするの？」

～参加しませんか！後見人になっている人、なろうとしている人～

2014年11月29日 13時30分～15時30分 講演会

場所 茅ヶ崎市民ギャラリー



講演会は

- ① 塩原真澄さん(親族後見人)の体験談
- ② 家庭裁判所のDVD「後見人になったら～後見人の仕事と責任～」の視聴
- ③ 問題にトライ！（家庭裁判所発行の「後見人Q&A」より）
- ④ 個別相談会（4組予約制） 15時30分～

の4部構成で、当日は大変な雨の中にもかかわらず、29名の方が参加されました。

講演会終了後、参加者から感想カード（無記名、任意提出）をいただきましたので、抜粋します。

- ・親族後見人の話を聞く機会がなかったのでよい勉強になった。
- ・塩原さんの体験談は身にしみる話であり、実際に自分の家族がそのようなことが起こった時、自分はどう動けるか考えさせられた。
- ・実際に親族後見人になられた方の話を聞いたのは貴重で有意義でした。
- ・塩原さんが、どのような目的を持って後見人になったのか直接伺うことができ参考になりました。
- ・家庭裁判所のDVDは、具体的な内容でわかりやすかったです。
- ・家庭裁判所のDVDは、自宅でもホームページからさらに詳しい映像を見て、勉強したいと思います。
- ・「問題にトライ！」も理解しやすく、後見人制度について再認識できました。
- ・今回の参加によって大卒の知識が得られたことは非常に役立つと思います。
- ・成年後見支援センターのアドバイスにより申請書を作成し、先日、後見人に選任されました。今回の講演会もベストタイミングで参考になりました。

\*当センターで受ける成年後見申立て相談では、申立をされる親族が後見人候補者を希望され、家庭裁判所からは、その候補者である親族が後見人に選任されるケースが最近多くなってきています。

## \* 出 前 ミ ニ 講 座 報 告 \*

### < 活動ホーム あかしあ >

平成26年8月20日(水)午後3時～、家族懇談会が丁度始まる処であった為、私達も一緒に参加させて頂きました。11人の家族の方々からは色々な意見が出されていました。

その後、講座に移り、当法人の成り立ち、活動内容、成年後見支援センターの立ち上げから現在の状況、そして成年後見制度についての基本的な説明の後、事例を元に参加者に問題点の投げかけをしました。参加者からは忌憚のない意見が出され、本人をサポートするために情報をまとめたもの(サポートブック)についても討議されました。質疑応答では「親が健在の間どのような準備をすればよいか」「どの時点で成年後見制度利用を考えるのか」など参加者の方々から意見が出され、皆さんは興味深く真剣に耳を傾けておられました。

### < 茅ヶ崎・寒川地区精神保健福祉事業所等連絡会 >

平成26年10月15日(水)午後3時～翔の会の研修センターにて茅ヶ崎・寒川地区の精神障害者のグループホーム職員や地域活動支援センターなどの職員を対象に出前ミニ講座を行いました。15名の参加でしたが、実際に事業所の中で成年後見制度を利用している方はあまりいらっしゃいませんでした。

事前に質問をして、精神障害者の成年後見制度の利用状況、利用する動機、認知症高齢者で成年後見制度を利用する場合との違いなどについて回答しました。それにより、精神障害者を支援している職員が成年後見制度についてどういうことを知りたいのかがわかりました。

精神障害者の方は本人が制度利用を拒否したり、同意しなかったりして、制度利用に結びつかないことが多いと言います。でも本人が経済的虐待などを受けているのではないかと感じたら、支援者側が本人の権利擁護につながる成年後見制度を活用して欲しいことを伝えました。



#### 編集後記

- ・ 市民目線の支援をモットーに。(A)
- ・ より解りやすい説明に努力します(Y)
- ・ 親族後見人の皆さまにエールを!(N)
- ・ 人生は一度、寄り添い応援します(T)
- ・ 寒さに負ないでウィッシュ!!(M)
- ・ センターはぼっかぼかです!(C)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約